



# ミャンマー

## ゴールデンロックと ムトンの世界一の寝釈迦像を訪ねて パン・泰緬鉄道の町・タンビュサヤ

出発日（日曜日出発）

2014年  
10月26日, 11月20日, 12月14日

2015年  
01月18日, 02月15日, 03月15日

※上記以外の出発日をご希望の方はお問い合わせ下さい。

仙台空港発着

218,000円

成田空港発着

208,000円

上記料金は大人お1人様2名1室ご利用の場合の旅行代金

ミャンマーの子供たち（イメージ）



ルンビニ公園イメージ



ゴールデンロック（イメージ）



### ● 旅行企画・主催



観光庁長官登録旅行業第1546号 日本旅行業協会(JATA)正会員

株式会社 ワールドトラベル

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄

TEL: 022-232-8051 FAX: 022-232-8085

### 旅行条件

最少催行人数	2名様
食事	朝6回・昼6回・夕5回
利用航空会社	全日空(エコノミークラス)
利用予定ホテル	【ヤンゴン】 ベストウエスタングリーンヒルホテル 【チャイティヨー】 チャイトーホテル 【モーラマイン】 スtrandホテルまたは同等クラス以上ホテル
添乗員	同行しませんが、現地係員がお世話いたします

1人部屋追加代金：45,000円（4泊）

※成田空港施設使用料・航空保険特別料金・現地空港税など及びミャンマー査証取得料と燃油サーチャージが別途必要となります。

# ゴールデンロックとムトンの世界一の寝釈迦像を訪ねる旅

日程	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事		
					朝	昼	夕
1	仙台	07:45	NH3232	国内線にて、空路成田空港へ向かいます 着後、乗り継いで NH913 専用車 出国手続き後、空路ヤンゴンへ 到着後、ホテルへご案内いたします  【ヤンゴン泊】	---	機内	○
	成田空港	08:40					
2	ヤンゴン	午前	専用車	ペグー(パゴ)経由、チャイティヨーへ 着後、ゴールデンロックへご案内いたします *チャイティヨー山頂にある黄金の巨石 今にも落ちそうな不思議な岩の上にパゴダがあり、人々から信仰を集めています (ゴールデンロックまではなだらかな山道を歩いて登ります 約45分)  【チャイティヨー泊】	○	○	○
	チャイティヨー	午後					
3	チャイティヨー	午前	専用車	一路パアンへ向かいます 着後、パアン観光へご案内いたします *1120体もの釈迦座像群で有名な広大なルンビニ公園を訪れます 観光後、ムトンへ向かいます 途中、道路に沿って立ち並ぶ200体もの托鉢像群が見られます *ムトン着後、世界最大の寝釈迦像のあるウインセントヤ僧院を訪れます 寝釈迦像は、体の中に入り胎内巡りができます その後、モーラマインへ向かいます  【モーラマイン泊】	○	○	○
	パアン	午後					
	ムトン						
4	モーラマイン	午前	専用車	ムトンの寄贈小学校訪問 ~交流の時をお楽しみください~ その後、タンビュサヤへ向かいます *かつての第二次世界大戦の泰緬鉄道の起点の町です現在日本の慰霊碑および連合軍の整備された墓地があります その後、モーラマインへ向かいます  【モーラマイン泊】	○	○	○
	ムトン	午後					
5	モーラマイン	午前	専用車	専用車にてヤンゴンへ向かいます *田園風景を見ながら移動いたします 途中、地元レストランにて昼食 ヤンゴン着後、ホテルへご案内いたします  【ヤンゴン泊】	○	○	○
	ヤンゴン	午後					
6	ヤンゴン	終日	専用車	ヤンゴン市内観光へご案内します *黄金に輝く世界最大の仏塔があるマンマー仏教の総本山 *シュエダゴンパゴダ、世界一の寝釈迦があるチャウタジー寺院、 *仏陀の髪の毛が安置されているスレーパゴダ、 *ヤンゴン最大のアウンサンマーケットなど 夕食後、空港へご案内 空路、成田空港へ  【機内泊】	○	○	○
	ヤンゴン	21:45					
7	成田空港	6:50	NH914	着後、通関 その後、国内線へ乗り継いで NH3231 空路、仙台空港へ向かいます 到着後、解散となります  ~お疲れ様でした~	機内	---	---
	成田空港	10:00					
	仙台空港	11:05					

※上記スケジュールは現地交通事情などにより、一部変更が生じる場合があります。

## ■ご旅行条件 (抜粋) 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。  
旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■募集型企画旅行契約  
この旅行は、株式会社ワールドトラベル(観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」といいます。)が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)と締結することになります。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立  
所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立します。申込金は旅行代金、取消金または違約金のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(お1人様)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

■旅行代金の支払い方法  
旅行代金は旅行開始日の前日より21日目前にお支払いいただきます。以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定して表示した金額を言います。ただし各種追加・割引代金がある場合には、これを加減算した額をいいます。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。

■旅行代金に含まれるもの  
(1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(記載のない限り、エコノミークラス利用)。  
(2) 旅行日程に記載した宿泊料・食料料金・観光料金(ガイド料・入場料)およびこれらに付随する税・サービス料金(パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に入らずの宿泊と基準とします)。  
(3) お1人様スーツケース1個の手荷物運賃料金(原則としてお1人様20kg以内) また一部空港、駅、港、ホテルなどでポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。  
(4) 団体行動中のチップ  
(5) 添乗員付きコースの場合の同行に必要な諸費用

■旅行代金に含まれないもの  
前項に記載したものを除く旅行代金に含まれません。その一部を例示します。  
(1) 超過手荷物料金  
(2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等  
(3) 渡航手続関係諸費用  
(4) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行) 代金  
(5) 日本国内の空港施設使用料  
(6) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費  
(7) 傷害・疾病に関する医療費等  
(8) 海外旅行保険料(任意保険)

渡航手続料金	
①出国記録書類を当社で作成するとき	・・・1人につき4,000円
②旅券申請書類の作成代行をするとき	・・・1人につき4,000円
イ、各当該料金を合算して申し受けます。	
ロ、お客様に自身が各手続きを行われる時は、料金をいただきます。	
各国籍査証および予防接種料金・・・・・・・・・・・・・・・実費	

■旅行契約の解除  
お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、解除期日は、お客様がお申し込み箇所営業日・営業時間内に解除する旨を申し出られた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)
[1]旅行開始日がピークの時、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで(「[2]~[4]」に掲げる場合を除く)	旅行代金の10%
[2]旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで(「[3]・[4]」に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
[3]旅行開始日の前日以降(「[4]」に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
[4]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注: 「ピーク期」とは、旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および注20日から8月31日までをいいます。

■旅行保証  
(1) 当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合、旅行代金の1%~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のとき、および免責項目にあたる場合は支払いません。詳しくはお問い合わせください。  
(2) 当社は特別補償規定に定めるところにより、一定の補償金・見舞金を支払います。詳しくはお問い合わせ下さい。

■当社の責任および免責事項  
当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限り、又、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して二十一日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様一名につき十五万円と限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災、地震、戦乱、暴動、運送宿泊期間の事故の変更もしくはは、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

■お客様の交通  
お客様の交通に関してはこれに要する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にてお名前のご変更が受けできる場合に限り、なお、ご出発日、コースの変更につきましてはお取消料と同額となります。

■基準日  
この旅行条件は2014年10月1日現在の通貨・料金を基準としております。なお、旅行代金の変更について定める当社約款第13条の規定の適用に関しては、幅運賃制であるIT(包括旅行)運賃の適用を受ける旅行代金は、認可された幅の範囲内の航空運賃の増額または減額による旅行代金の変更はありません。

■その他  
当社は、いかなる場合も旅行の再実施いたしません。お申し込みの際とパスポート記載の名前が違う場合は、ご旅行に参加いただけないことがあります。正確なお名前でご契約をしていただきます。出発前にお名前訂正等のお申し出があった場合は、手配内容の変更に係る諸費用を申し受けます。

**旅行傷害保険加入のお勧め**  
病気、けがをした場合には多額の治療費、移送費などがかることがあります。また、事故の場合は、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行傷害保険については、当社または販売店の係員にお問い合わせください。